

制度の名称	対 象 者	支 援 内 容	お問い合わせ窓口
セーフティネット 資金	中小企業・小規模事業者であって、以下の2つの事項について、市から認定を受けた方 ①山武市において1年以上継続して事業を行っていること ②台風第15号による影響を受けた後、1か月間の売上が前年同月比2割以上減少し、その後2か月も同様の見込みであること	資 金 使 途：運転資金および設備資金 融資限度額：8,000万円以内 金 利：1.0％～1.4％（融資期間による） 融 資 期 間：運転資金 10年以内 設備資金 7年以内 保 証 料：0.75％ 指 定 期 間：令和元年9月8日～12月29日 ※セーフティネット資金の申請は、市の認定を受けた後、取扱い金融機関に相談・申し込みを行うことになります。	わがまち活性課 経済活性化推進係 ☎0475（80）1201
災害復旧貸付	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者	資 金 使 途：運転資金および設備資金 貸付限度額：別枠で1.5億円 金 利：基準利率1.11％【貸付期間5年以内の基準利率（令和元年9月2日現在）】 金利引下げ：貸付額のうち1千万円を上限として、貸付金利から0.9％を引下げ（貸付後3年間） ※金利引下げは激甚災害指定がされた場合に発動予定 ※日本政策金融公庫に相談・申し込みを行うことになります。	日本政策金融公庫 特別相談窓口 ☎043（243）7121
災害により被害を受けた学生（大学生、専門学校生等）への支援策	《緊急採用奨学金》 災害により、家計が急変し、奨学金の貸与を希望する方 《減額返還・返還期限猶予》 災害等により奨学金の返還が困難となった方 《JASSO支援金》 災害により学生本人が現在居住している住宅に半壊以上等（床上浸水を含む）の被害を受けた方	災害により被害を受けた学生に対して、奨学金の貸与、減額返還、返還期限猶予措置及び支援金により支援します。 《緊急採用奨学金》 ・第一種奨学金（無利息） ・第二種奨学金（利息付） 《減額返還・返還期限猶予》 ・奨学金の減額返還または返還期限猶予 《JASSO支援金》 ・10万円（返還不要）	（独）日本学生支援機構（JASSO） 政策企画部広報課 ☎03（6743）6011 ホームページ https://www.jasso.go.jp/
児童扶養手当の特例措置	被災した児童扶養手当受給資格者	被災者に対する児童扶養手当について、所得制限の特例措置を受けることができます。	子育て支援課 児童家庭係 ☎0475（80）2631
母子父子寡婦福祉資金制度の緩和等措置	被災した母子父子寡婦福祉資金の貸付対象者	被災者に対する母子父子寡婦福祉資金制度の緩和等措置を受けることができます。	子育て支援課 児童家庭係 ☎0475（80）2631
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	罹災証明書の判定 ・全壊 ・大規模半壊 ・半壊	障害福祉サービス、補装具、日常生活用具、更生医療、育成医療のサービスをご利用されている方の負担金を減免します。	社会福祉課 障がい福祉係 ☎0475（80）2614

※支援内容等について変更される場合があります。その場合は市のホームページおよび回覧などで周知します。

災害に便乗した悪質商法や義援金詐欺にご注意を

台風などの災害時には、それに便乗したさまざまな悪質商法や義援金詐欺が発生する恐れがあります。不審な業者の訪問や電話での勧誘など、困ったことや心配なことがありましたらご相談ください。

＜トラブル例＞

- 「火災保険で自己負担なく屋根を修理できる。保険申請も代行する」と業者が訪ねてきて契約した。後日、高額な手数料を要求されたため解約を申し出たところ高額な違約金を請求された。
- 公的機関や公共機関を名乗り、公表されている募金口座と異なる振込先がメールやファクスで送られてきた。

お問い合わせ・ご相談は……☎局番なし188（最寄りの消費生活相談窓口につながります）

山武市消費生活センター ☎0475（82）8543（土日祝日を除く9：00～12：00、13：00～16：30）

詐欺などの被害は県警本部相談サポートコーナー #9110または☎043（227）9110



さんむ

令和元年
号外

令和元年10月18日発行

山武市公式ホームページで
最新情報を発信しています。

山武市公式ホームページ
https://www.city.sammu.lg.jp

今回の台風第15号の被害に関する支援等をお知らせします。

令和元年 台風第15号による被害に関する被災者支援制度一覧

（各支援内容の最新情報については、お問い合わせ窓口でご確認ください。）

◆ 罹災証明書および被災証明書の発行

	対 象	必 要 な も の	申 請 窓 口
罹 災 証 明 書	居宅・併用住宅	●罹災証明書交付申請書 ●印鑑 ●被害にあったことがわかる写真	山武市役所 本庁課税課 ☎0475（80）1282
被 災 証 明 書	居宅以外の事務所や車庫、物品等	●被災証明書交付申請書 ●印鑑 ●被害にあったことがわかる写真	

※受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分となります。発行までは1週間以上お時間をいただく場合がありますのでご了承ください。また、半壊以上の被害と思われる場合は、現地の確認が必要となります。限られた人員で順次確認を行うため、ある程度のお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

◆ 被災者の生活の支援とお問い合わせ窓口

制度の名称	対 象 者	支 援 内 容	お問い合わせ窓口
応急修理	○住宅に「半壊」以上の被害を受け、修理することで継続して居住する方 ○半壊の場合は自らの資力で応急修理ができない方	台風第15号の被害を受けた方に応急的な修理に対して支援 限度額・・・59万5千円（税込） 台風の被害と直接関係がある修理が対象（内装、設備は原則対象外）で、市が業者と契約し、限度額を超えるものおよび対象外の補修費は対象者が支払うこととなります。	都市整備課都市整備係 ☎0475（80）1192
応急修理の対象拡大の検討	住宅の「一部損壊」の被害を受けた方 ※対象内容検討中	台風第15号で「一部損壊」の被害を受けた方に応急的な修理に対して支援 ※現在、国、県で詳細について検討中であり、決定しましたら、別途お知らせします。	都市整備課都市整備係 ☎0475（80）1192
支援策の検討（応急修理の対象にならないもの）	住宅の「一部損壊」の被害を受けた方 ※対象内容検討中	台風第15号で「一部損壊」の被害を受けた方の修理に対して費用の一部を助成 ※現在、国、県で制度を検討中であり、詳細について決定しましたら、別途お知らせします。	都市整備課都市計画係 ☎0475（80）1191
被災者住宅再建資金利子補給	○被災住宅に代わる住宅の建設もしくは購入を行う方および市内の被災住宅の補修を行う方 ○令和元年9月9日以降に金融機関から融資を受けた方	【利子補給対象となる借入額】 100万円以上500万円以下 【利子補給対象額】金融機関からの借入償還残高 【利 子 補 給 率】市の負担は2％以内 【利子補給期間】利子の支払い開始日から5年間	都市整備課都市整備係 ☎0475（80）1192 ※対象者、支援内容の詳細については、窓口までお問い合わせください。
応急仮設住宅の入居	住宅に「全壊」等の被害を受け、居住する住家がない方	台風第15号の被害を受けた方に、民間賃貸住宅の借り上げにより住戸を提供する。 入居期間：2年以内（延長不可） 月額家賃限度額・・・85,000円以内	都市整備課都市整備係 ☎0475（80）1192
被災ごみ処理費の減免	罹災証明書または被災証明書をお持ちの方	台風第15号の被害を受けた方で左記の書面をお持ちの方は、お住まいの地域の清掃組合において、組合で処理できる家庭系被災ごみに限り、処理費（手数料）を減免します。 ※ごみを持ち込む際は必ず事前予約が必要です。 ◆成東地域…東金市外三市町清掃組合 ☎0475（55）9141 ◆山武・松尾・蓮沼地域…山武郡市環境衛生組合 ☎0479（86）3516	環境保全課生活環境係 ☎0475（80）1161

制度の名称	対 象 者	支 援 内 容	お問い合わせ窓口
被災者生活再建支援金 ※市内で全壊5世帯、県内で全壊100世帯に満たない場合は制度が適用されません。	罹災証明書の判定 ・全壊 ・大規模半壊 ・半壊（解体した場合）	住宅の被害程度や再建方法に応じて、被災者生活再建支援金を支給します。 全壊・・・100万円（75万円） 大規模半壊・・・50万円（37.5万円） 半壊（解体）・・・100万円（75万円） ※再建方法により加算支援金が支給されます。 ※単身世帯は（ ）内の金額です。	社会福祉課社会福祉係 ☎0475（80）2612
災害弔慰金・災害障害見舞金	《災害弔慰金》 災害により死亡した方のご遺族 《災害障害見舞金》 災害により法に定める重度の障害を受けた方	《災害弔慰金》 生計維持者・・・500万円 その他の方・・・250万円 《災害障害見舞金》 生計維持者・・・250万円 その他の方・・・125万円	社会福祉課社会福祉係 ☎0475（80）2612
千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金	《千葉県災害弔慰金》 災害により死亡した方のご遺族 《千葉県災害見舞金》 ・災害により重傷を負った方 ・災害により住家が全壊した世帯主	《千葉県災害弔慰金》 弔 慰 金・・・10万円 《千葉県災害見舞金》 重傷を負った方・・・3万円 住家が全壊した方・・・10万円	社会福祉課社会福祉係 ☎0475（80）2612
災害援護資金の貸付け	○以下のいずれかの被害を受けた世帯 ・世帯主が災害により負傷し、療養に要する期間が概ね1か月以上 ・家財の1/3以上の損害 ○住居の半壊または全壊 ※所得制限あり	災害により負傷または住居・家財等に被害を受けた方に対して、生活再建に必要な資金を貸付けします。 《世帯主負傷の場合》 世帯主の負傷・・・150万円 家財の1/3以上の損害・・・250万円 住居の半壊・・・270万円 住居の全壊・・・350万円 《その他の場合》 家財の1/3以上の損害・・・150万円 住居の半壊・・・170万円 住居の全壊・・・250万円	社会福祉課社会福祉係 ☎0475（80）2612
固定資産税の軽減措置	罹災証明書の判定 ・全壊 ・大規模半壊 ・半壊	固定資産税の納税義務者で、その方が所有する固定資産につき損害を受けた固定資産に対して課する平成31年度分（第3期、第4期）の固定資産税を軽減し、免除します。 住宅が滅失・損壊した納税義務者は、その住宅の敷地の固定資産について、引き続き住宅用地としての軽減措置を受けることができます。 また、滅失・損壊した家屋の買い替えなどをした場合は、それらに係る固定資産税の軽減措置を受けることができます。	課税課資産税係 ☎0475（80）1282
国民健康保険税の軽減措置	罹災証明書の判定 ・全壊 ・大規模半壊 ・半壊	世帯の前年分の総所得金額等の合計額が500万円以下の場合は、その合計額に応じて災害を受けた日以降1年以内に到来する各納期について国民健康保険税を軽減し、免除します。 《全壊》 100万円以下：100％減免 300万円以下：60％減免 500万円以下：20％減免 《大規模半壊・半壊》 100万円以下：50％減免 300万円以下：30％減免 500万円以下：10％減免	課税課市民税係 ☎0475（80）1281

制度の名称	対 象 者	支 援 内 容	お問い合わせ窓口
市税の納税の猶予	被災に伴い、住宅、家財、その他財産に著しい損害を受けられた方	被災により市税を納期限内納付することが困難と認められる場合は、市税を分割で納付することができ、原則として1年以内に限り納税を猶予します。 また、猶予期間中の延滞金が免除されます。	収税課収税係 ☎ 0475 (80) 1151
国民健康保険一部負担金の減免	災害により資産に重大な損害等を受けた方	被災された国民健康保険被保険者の方が、医療機関等を受診する際に、一部負担金（窓口負担）の減免が受けられる場合があります。	国保年金課 国民健康保険係 ☎ 0475 (80) 1143
後期高齢者医療の一部負担金の減免・徴収猶予	居宅、家財、その他の財産について、損害の程度が2/10以上の方	居宅、家財、その他の財産について、損害の程度が2/10（保険等で補てんされる分を除く）以上の被保険者に対して、保険医療機関等の窓口の一部負担金が減免される証明書が交付されます（一定の要件を満たしていない場合は、徴収猶予または対象外となります）。 《減免等期間》 申請日から6か月以内	国保年金課 高齢者医療年金係 ☎ 0475 (80) 1142
後期高齢者医療保険料の減免・納付猶予	居宅、家財、その他の財産について、損害の程度が3/10以上の方	居宅、家財、その他の財産について、損害の程度が3/10（保険等で補てんされる分を除く）以上の被保険者に対して、所得と損害程度に応じて保険料が減免等されます。 《減免等期間》 災害発生日以降に納期限が到来する今年度の保険料	国保年金課 高齢者医療年金係 ☎ 0475 (80) 1142
国民年金保険料の免除	居宅、家財、その他の財産のうち、その損害が最も大きい財産に係る損害が概ね1/2以上の方	居宅、家財、その他の財産のうち、その損害が最も大きい財産に係る損害が概ね1/2（保険等で補てんされる分を除く）以上の被保険者に対して、保険料が免除されます。 《免除期間》 令和元年8月分から令和3年6月分まで（令和2年7月分以降は改めて申請が必要です）	国保年金課 高齢者医療年金係 ☎ 0475 (80) 1142
介護保険料の減免	災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けられた方	住宅、家財その他の財産に著しい損害を受けられた介護保険第1号被保険者に対して、損害の程度（保険等で補てんされる分を除く）や前年度所得に応じて、保険料が徴収猶予または減免されます。	高齢者福祉課 介護保険係 ☎ 0475 (80) 2641
介護保険利用者負担額の減免	災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けられた方	住宅、家財その他の財産に著しい損害を受けられた介護保険サービス利用者に対して、損害の程度（保険等で補てんされる分を除く）や前年度所得に応じて、介護保険利用者負担額が減免されます。	高齢者福祉課 介護保険係 ☎ 0475 (80) 2641
被災者に対する市営住宅の提供	台風第15号により、住宅に半壊以上の被害を受け、継続して居住することが困難になった方 ※山武市内に居住していた方のみ	台風第15号の被害を受けた方で、左記の対象者を対象に、市営白幡住宅3戸（2DK）を家賃および敷金を免除し、原則6ヶ月間（最長1年まで更新が可能です）提供します。 ※風呂釜、給湯設備はありませんので、入居時にご用意していただく必要があります。 ※申請書、運転免許証や健康保険証などの写し、罹災証明書を提出いただき、入居許可を受けた方から順次入居できます。	都市整備課都市整備係 ☎ 0475 (80) 1192
台風第15号による災害に関する特別相談窓口	中小企業・小規模事業者	山武市商工会において、市内の中小企業・小規模事業者に対し、台風第15号による災害に関する特別相談窓口を設置します。	山武市商工会 ☎ 0479 (86) 5147